

(別表第1) 2段階審査となる認可事項

	認可申請事項	事業計画書提出期限	認可申請書提出期限
法 学 人 校	(1) 学校法人（準学校法人）の設立	設置予定年度の前々年度の11月30日	設置予定年度の前年度の11月30日
幼 稚 学 園 、 小 学 校 、 小 高 学 校	(1) 学校の設置	設置予定年度の前々年度の11月30日	設置予定年度の前年度の11月30日
	(2) 高校の学科又は課程の設置	設置予定年度の前々年度の11月30日	設置予定年度の前年度の11月30日
	(3) 収容定員の変更		
		施設の変更を伴う 定員増の場合	変更予定年度の前々年度の11月30日 変更予定年度の前年度の11月30日
専 修 学 校	(1) 学校の設置	設置予定年度の前々年度の11月30日	設置予定年度の前年度の11月30日
	(2) 課程の設置及び目的変更（分野設置）	設置予定年度の前年度の6月30日	設置予定年度の前年度の11月30日
	(3) 各種学校が専修学校に移行する場合の専修学校の課程の認可		
		施設の変更を伴う場合	移行予定年度の前々年度の11月30日 移行予定年度の前年度の11月30日
各 種 学 校	(1) 学校の設置	設置予定年度の前々年度の11月30日	設置予定年度の前年度の11月30日
	(2) 収容定員の変更		
		施設の変更を伴う 定員増の場合	変更予定年度の前々年度の11月30日 変更予定年度の前年度の11月30日
設 置 更 者 の 変	(1) 私立学校の設置者変更（個人→別の個人、個人→学校法人等、学校法人等→別の学校法人等）		
		新たな学校法人等の設立や施設 の変更を伴う場合	変更予定年度の前年度の6月30日 変更予定年度の前年度の11月30日

(別表第2) 1段階審査となる認可事項

	認可申請事項	認可申請書提出期限
学校法人	(1) 学校法人等の組織変更 (学校法人⇔準学校法人)	設置予定年度の前年度の11月30日
	(2) 学校法人の解散 (理事の3分の2以上の同意又は目的たる事業の成功の不能による場合)	随時
幼稚園、小学校、中学校、高校	(1) 学校の廃止	廃止予定年度の前年度の11月30日
	(2) 高校の学科又は課程の廃止	廃止予定年度の前年度の11月30日
	(3) 収容定員の変更	
	定員減又は施設の変更を伴わない定員増の場合	変更予定年度の前年度の6月30日
	(4) 広域通信制課程に係る学則の変更 (収容定員変更を除く)	変更予定年度の前年度の11月30日
専修学校	(1) 学校の廃止	廃止予定年度の前年度の11月30日
	(2) 課程の廃止及び目的変更（分野廃止）	廃止予定年度の前年度の11月30日
	(3) 各種学校が専修学校に移行する場合の専修学校の課程の認可	
	施設の変更を伴わない場合	移行予定年度の前年度の11月30日
各種学校	(1) 学校の廃止	廃止予定年度の前年度の11月30日
	(2) 収容定員の変更	
	定員減又は施設の変更を伴わない定員増の場合	変更予定年度の前年度の11月30日
設置者の変更	(1) 私立学校の設置者変更（個人→別の個人、個人→学校法人等、学校法人等→別の学校法人等）	
	施設の変更を伴わない場合	変更予定年度の前年度の11月30日